

答 申 第 8 2 号
(諮 問 第 8 2 号)

令和元年（2019年）11月13日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

平成 31 年（2019 年）4 月 11 日付け鎌総第 87 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

個人情報一部開示決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

平成 30 年（2018 年）5 月 22 日付けで審査請求人が個人情報の開示を請求した「母子生活支援施設の入所などに係わる情報及び対処までの情報」に対し、実施機関鎌倉市長が平成 30 年（2018 年）6 月 5 日付けで行った個人情報一部開示決定処分について、非開示とした情報のうち、別表に掲げるものを開示することが妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 個人情報開示等請求書の提出

審査請求人は、平成 30 年（2018 年）5 月 22 日付けで鎌倉市個人情報保護条例（平成 5 年 10 月 4 日条例第 8 号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「母子生活支援施設の入所などに係わる情報及び退所までの情報」に係る自己を本人とする個人情報開示等請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、平成 30 年（2018 年）6 月 5 日付け鎌倉市指令文人第 1 号で個人情報一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、平成 30 年（2018 年）9 月 1 日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が平成 30 年（2018 年）9 月 1 日付けで提出した審査請求書、同年 9 月 11 日付けで提出した補足書、同年 10 月 21 日付けで提出した反論書、同年 12 月 1 日付けで提出した再反論書、平成 31 年（2019 年）3 月 5 日付けで提出した口頭意見陳述主張書面及び令和元年（2019 年）7 月 29 日実施の口頭意見陳述における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

ア 本件処分は非開示箇所が多く、保有個人情報情報が情報として事実
に即していない可能性が高く、不透明である。

イ 非開示とされた箇所は、本人に対する不利益処分の判断材料
となりうる情報が含まれており、また重要箇所のほとんどが非
開示とされていることから、事実上非開示決定と同視できる内
容となっており不当である。

3 実施機関の個人情報一部開示決定理由説明要旨

平成 30 年（2018 年）10 月 4 日付けで提出された弁明書、同年 11
月 15 日付けで提出された再弁明書、平成 31 年（2019 年）3 月 28 日
付けで提出された主張書面に対する意見書及び令和元年（2019 年）
8 月 19 日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、
実施機関が個人情報一部開示決定処分とした根拠は、大要次のとお
りである。

- (1) 相談員の所見部分は、相談員による入所者に関する評価内容が
記載されている。仮に、開示することになれば、公開を前提とした
客観的事実のみを記載せざるを得ないことになることから、保護
を要する者に対する支援に関する情報が施設等に伝わらないなど、
相談業務の適正な遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため、
条例第 19 条第 1 項第 4 号に該当する。
- (2) 相談員の氏名を開示することは、相談者に関する評価に対して
の不服や批判等を相談員に向けるおそれがあり、今後、相談員が相
談時の所見等の記録を自制し、当該相談案件についての継続した
業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。また、一時保護施設の特
定につながる情報は、本件及び今後の業務において、加害者等に居
場所が推測され、施設入所者の安全の確保が著しく困難になるこ
とから、条例第 19 条第 1 項第 6 号に該当する。
- (3) 要保護者の保護の方法や場所等を記載した部分は、開示される
と、今後の一時保護施設入所者について、居所が判明し、犯罪等を
誘発するなど危険な状態を作るものであり、公共の安全と秩序の
維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第 19 条第 1 項第
7 号に該当する。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書、意見書及び口頭意見陳述並びに実施機関からの弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、審査請求人の母子生活支援施設等への入所に関する決裁書、依頼書、通知書及び相談カードである。

そこで、本件対象文書について、一部非開示とした実施機関の処分について、以下、検討する。

(2) 条例第 19 条第 1 項第 4 号該当性について

ア 条例第 19 条第 1 項第 4 号は、個人情報の開示請求に対して、当該開示請求に係る個人情報が「個人の相談、指導、診断、評価、判定、選考等に関する情報であって、開示請求者に開示することにより、当該相談、指導、診断、評価、判定、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあるとき」は非開示とする旨を規定している。

イ 当審査会が本件対象文書を見分したところ、実施機関の説明するとおり、実施機関が非開示とした箇所には、審査請求人等の状況に関する所見が記されていた。しかしながら、これらの情報は、評価的要素を含むものとはいえず、これを開示することにより実施機関の相談や指導等の業務に著しい支障が生ずるおそれがあるとは認められない。

よって、条例第 19 条第 1 項第 4 号に該当するとした実施機関の判断は妥当ではなく、開示すべきである。

(3) 条例第 19 条第 1 項第 6 号該当性について

ア 条例第 19 条第 1 項第 6 号は、個人情報の開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が「条例第 19 条第 1 項第 6 号は、個人情報の開示請求に対し、「実施機関又は国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示請求者に開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき」は非開示とする旨を規定する。

イ 当審査会が本件対象文書を見分したところ、実施機関が非開

示とした箇所には、審査請求人等の母子生活支援施設等の利用に関する相談機関及び相談員の氏名が記載されていた。しかし、実施機関からの決定理由説明聴取によれば、当該相談機関は、鎌倉市内において審査請求人のような要保護者の保護に関する相談及び保護等に対応するものである。そのため、非開示とされた箇所を開示したとしても、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

よって、条例第 19 条第 1 項第 6 号に基づき非開示とした実施機関の判断は妥当ではなく、開示すべきである。

(4) 条例第 19 条第 1 項第 7 号該当性について

ア 条例第 19 条第 1 項第 7 号は、個人情報の開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報を「開示請求者に開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当な理由があるとき」は非開示とする旨を規定している。

イ 当審査会が本件対象文書を見分したところ、実施機関が非開示とした箇所は、母子生活支援施設等に関する情報であり、これを審査請求人に開示することが、直ちに犯罪を誘発する等のおそれを生じさせるものとは認められない。そのため、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることについて相当な理由があるとはいえない。

ウ 他方で、実施機関が条例第 19 条第 1 項第 7 号に基づき非開示とした箇所が審査請求人に開示された場合、母子生活支援に関する事業の具体的な内容や手続が明らかとなるため、当該事業の性質を踏まえれば、保護の決定・実施及び被保護者への支援等を困難とするおそれが生ずることも否定できない。そのため、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、本件非開示部分は条例第 19 条第 1 項第 6 号に該当すると認められる。よって、同項第 7 号に基づき非開示とした実施機関の判断は、開示しないという結論として妥当である。

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断に影響するものではない。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別表)

【第4号該当】

該当資料名称	
該当項目	該当範囲
相談カード	
2 ページ 20 行目	29 文字目から 37 文字目まで
2 ページ 21 行目	2 文字目から 6 文字目まで

【第6号該当】

該当資料名称	
該当項目	該当範囲
入所に関する決裁書	
1 ページ 【伺い】 4 行目	12 文字目から 16 文字目まで
依頼書	
1 ページ 5 行目	1 文字目から 11 文字目まで
通知書	
1 ページ 内容 1 行目	1 文字目から 10 文字目まで
2 ページ 5 行目	すべて
相談カード	
1 ページ 担当	すべて
1 ページ 相談員 2 行目	すべて
1 ページ リファーマー先 1 行目	すべて
2 ページ 3 行目	32 文字目から 33 文字目
2 ページ 26 行目	6 文字目から 11 文字目

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
H30 / 5 / 22	個人情報開示請求書が提出される
6 / 5	個人情報一部開示決定通知書送付
9 / 3	審査請求書が提出される（処分庁：文化人権課 審査庁：総務課）
10 / 4	処分庁が弁明書を提出
10 / 23	審査請求人が審査庁に反論書を提出
11 / 14	処分庁が再弁明書を提出
12 / 3	審査請求人が審査庁に再反論書を提出
H31 / 3 / 8	審査請求人から意見書及び口頭意見陳述主張書 面を提出
3 / 28	処分庁が意見書及び口頭意見陳述主張書面に対 する意見書を提出
4 / 11	審査会に諮問
R 1 / 7 / 29	第109回審査会で審議 （審査請求人からの口頭による意見陳述）
8 / 19	第110回審査会で審議 （実施機関からの口頭による決定理由説明）
9 / 30	第111回審査会で審議
10 / 21	第112回審査会で審議
11 / 11	第113回審査会で審議
11 / 13	答申（答申第82号）